

議題(2) 利用定員の設定・変更に係る意見聴取に ついて

第5回子ども・子育て支援会議

利用定員の設定・変更について

令和7年度の入所状況を踏まえ、新規開設園を含めた下記の施設より利用定員設定・変更の申請がありました。

このため、利用定員の設定にあたり、子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

令和7年4月より利用定員の設定・変更を予定している施設

- | | |
|-------------------------|------|
| ①百目木どろんこ保育園（令和7年4月開園予定） | 定員設定 |
| ②まなびの森保育園長浦（令和6年4月開園） | 定員変更 |
| ③袖ヶ浦どろんこ保育園（令和6年4月開園） | 定員変更 |

①百目木どろんこ保育園

運 営 主 体	社会福祉法人どろんこ会（東京都渋谷区）		
施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園		
保 育 所 所 在 地	袖ヶ浦市百目木200番地		
開 園 予 定 日	令和7年4月1日		
開 所 予 定 時 間	午前7時から午後8時（延長保育あり）		
認 可 定 員	120人	保 育	0歳:6人 1歳:12人 2歳:12人 3歳:15人 4歳:15人 5歳:15人
		教 育	3歳:15人 4歳:15人 5歳:15人
園 庭	3,272.70㎡		
給 食	自園調理		

審議事項 利用定員の設定について

【利用定員の設定に対する市の考え】

⇒利用定員の設定方針（参考資料5ページ）を踏まえ、
事業者の申請に合わせて利用定員を設定する

利用定員と認可定員が一致していることが原則であるが、開園初年度であり、4月以降も入所児童の増加が見込みにくい

一般的に4・5歳児クラスの児童の大半は、同じ保育所内での持ち上がりの児童であるが、新規開設の場合は持ち上がりの児童がいないため、開園後数年かけて4・5歳児クラスの入園児童が増えていくのが実態です。

審議事項 利用定員の設定について

百目木どろんこ保育園の利用定員の設定について、法人からの申請は以下のとおりです。市の考えは、次ページのとおりとなります。このことについて、子ども・子育て支援会議にて意見を伺います。

百目木どろんこ保育園の認可定員及び利用定員（申請人数）（単位：人）

【保育】

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可定員	6	12	12	15	15	15	75
利用定員	6	12	12	<u>11</u>	<u>13</u>	<u>6</u>	60
入園予定者 （1次）	5	12	10	9	13	6	55

審議事項 利用定員の設定について

百目木どろんこ保育園の認可定員及び利用定員（申請人数）（単位：人）
【教育】

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可定員				15	15	15	45
利用定員				<u>10</u>	<u>5</u>	<u>0</u>	15
入園予定者 （1次募集）				6	5	0	11

②まなびの森保育園長浦の利用定員の変更申請内容 （単位：人）

年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可定員		6	16	17	17	17	17	90
利用定員	現在	6	16	17	17	<u>4</u>	<u>0</u>	<u>60</u>
	変更後	6	16	17	17	<u>17</u>	<u>7</u>	<u>80</u>
令和7年4月利用人数 (見込み)		6	16	17	17	17	4	77

※見込みは1月末時点での入所調整結果によるものです。

令和6年4月に開園した施設であり、開園時は4・5歳児の入園申込数が少ない状況を踏まえた利用定員の設定をしておりましたが、開園から1年が経過しようとするなかで、4歳児も認可定員まで入所することから、利用定員を変更しようとするものです。

③袖ヶ浦どろんこ保育園の利用定員の変更申請内容 （単位：人）

年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可定員		6	12	18	18	18	18	90
利用定員	現在	6	12	18	18	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>60</u>
	変更後	6	12	18	18	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>90</u>
令和7年4月利用人数 (見込み)		6	12	18	18	18	18	90

※見込みは1月末時点での入所調整結果によるものです。

令和6年4月に開園した施設であり、開園時は4・5歳児の入園申込数が少ない状況を踏まえた利用定員の設定をしておりましたが、開園から1年が経過しようとするなかで、4・5歳児も認可定員まで入所することから、利用定員を変更しようとするものです。

保育所等の認可と確認について

第5回子ども・子育て支援会議 会議資料

認可・確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援制度では、保育の必要性の認定（保育給付認定）を受けたお子さんが、保育施設（保育所・認定こども園）や地域型保育事業所（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用した場合、その経費に対し給付費・委託費が支給されています。
- 認可を受けた教育・保育施設や地域型保育事業所に対して、給付の実施主体である市が給付の対象となることを確認したうえで利用定員を設定し、給付費・委託費を支払う仕組みです。
- 認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所の児童の受け入れ人数や給付単価は、認可定員ではなく、利用定員を基に運用されます。

保育施設・地域型保育事業が給付の対象となるまで

●認可

施設が認可基準（施設の大きさ、給食設備、保育士等の配置、防火管理、衛生管理等）を満たしていると認められること。



●確認

認可を受けた施設が給付の対象となることを確定する手続き。



給付の対象

認可について

認可

- ・ 保育所等の設置に係る申請に対し、法律や条例に規定されている設備や運営に関する基準等を満たす施設又は事業であるか審査し、その設置又は事業実施を認めることを認可といいます。認可された施設・事業であることが市から給付費・委託費を受けて運営するための必須条件となります。

認可方針

- ・ 原則として、認可申請の内容が認可基準に適合している場合は認可するものとします。
- ・ ただし、保育の供給が需要を上回っている場合や市の子育て応援プランの達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは認可しない場合があります。

認可定員と利用定員について

認可定員とは

- 施設が定員に対して認可基準を満たしていると認められた定員で、施設の最大受入能力の意味合いが強い。
- 認可を受けるときに設定し、入園実数と乖離している場合がある。
- 認可を受けるとすべての施設で認可定員を設定する。

利用定員とは

- 確認の手続きの際に設定するもので、給付費の算定基礎となる単価に影響する。
(利用定員が多くなると、一人あたりの単価が下がっていく。)
- 実態の園児数（見込み含む）に合わせて設定する必要がある。

$$\text{認可定員} \geq \text{利用定員}$$

確認と利用定員について

確認と利用定員

- ・ 保育所等の運営に係る経費を市が給付するための運営基準を満たしているか審査し、給付による財政支援の対象と認めることを確認といいます。確認の際は利用定員の設定も併せて行います。利用定員は給付費を算定する基礎となるものであり、認可定員の範囲内で設定する定員です。（認可定員とは、当該施設で保育できる児童数の上限として認められた定員です。）

利用定員の設定方針

- ・ 利用定員を認可定員と一致させることを原則とします。
- ・ ただし、利用者が認可定員を下回ることが見込まれる場合などは、当該施設の今後の利用者数の見込みや事業者の意向等を考慮し、設定します。

子ども・子育て支援制度における施設・事業ごとの認可・確認主体

子ども・子育て支援 制度上の区分	認可主体	確認主体	市内施設 (R7.2.1時点)
認定こども園	県	市 (利用定員の設定の際に、 子ども子育て支援会議にて 意見聴取)	1
幼稚園			1
保育所			1 6
居宅訪問型保育事業	市 (認可をしようとする際に、 子ども子育て支援会議にて 意見聴取)	市 (利用定員の設定の際に、 子ども子育て支援会議にて 意見聴取)	—
家庭的保育事業			1
小規模保育事業			5
事業所内保育事業			1

利用定員の設定に係る意見聴取の根拠

■子ども・子育て支援法 第43条第3項

市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例 第2条

子育て支援会議は次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べる
こと
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べる
こと